

令和 7 年 1 0 月 8 日

指定旧供給地点の変更の許可について

近畿経済産業局長から意見を求められた下記対象事業者の指定旧供給地点の変更の許可について「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に照らして審査を行いました。

審査の結果、別紙のとおり近畿経済産業局長に意見を回答しました。

(対象事業者)

伊丹産業株式会社

法人番号：5 1 4 0 0 0 1 0 7 7 9 9 3

(別 紙)

公 印 省 略
2 0 2 5 1 0 0 3 近 畿 第 4 号
令 和 7 年 1 0 月 7 日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点変更の許可について（回答）

令和7年9月30日付け20250916近畿第4号により、
貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点の変更の許可について、
許可することに異存はありません。